

1 議 事 日 程 (第1日)

(平成29年第3回久山町議会定例会)

平成29年8月28日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第44号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について

日程第4 議案第45号 久山町久原財産区管理会条例の制定について

(29久山町条例第12号)

日程第5 議案第46号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (29久山町条例第13号)

日程第6 議案第47号 久山町いじめ防止等対策推進条例の制定について

(29久山町条例第14号)

日程第7 議案第48号 久山町立幼稚園条例等の一部を改正する条例について

(29久山町条例第15号)

日程第8 議案第49号 久山町消防団小型動力ポンプ付積載車(第6分団用)購入契約について

日程第9 議案第50号 町道路線の認定について

日程第10 議案第51号 平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第52号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第53号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第54号 平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第55号 平成28年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第56号 平成28年度久山町水道事業会計決算認定について

日程第16 議案第57号 平成29年度久山町一般会計補正予算(第2号)

日程第17 議案第58号 平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 有田行彦

2番 山野久生

3番 阿部文俊

4番 只松秀喜

5番 阿部 賢一

6番 城戸 利廣

7番 阿部 哲

8番 本田 光

9番 松本 世頭

10番 木下 康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

7番 阿部 哲

8番 本田 光

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長 久 芳 菊 司

副 町 長 佐 伯 久 雄

教 育 長 安 部 正 俊

代表監査委員 國 崎 英 機

総 務 課 長 實 淵 孝 則

健康福祉課長 物 袋 由 美 子

会 計 管 理 者 松 原 哲 二

上下水道課長 國 寄 和 幸

町民生活課長 森 裕 子

経営企画課長 安 倍 達 也

魅力づくり推進課長 矢 山 良 寛

教 育 課 長 久 芳 義 則

税 務 課 長 佐々木 信 一

田園都市課長 川 上 克 彦

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 中 原 三千代

議会事務局臨時職員 矢 山 良 隆

議会事務局書記 山 本 恵理子

総務課主査 今 任 邦 徳

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回久山町議会9月定例会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 9月定例会開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに9月定例会を招集しましたところ、議会全員の皆さんに御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議会冒頭に当たりまして、去る7月5日に発生しました北部九州豪雨災害において、河川の決壊や山の崩壊による土砂流入等により朝倉市、東峰村を中心に多くの方が犠牲となりました。ここに改めて犠牲になられた方々に対し御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われました方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

福岡県の町村会におきましては、被害発生直後から全県下で現地の要望に合わせて役場職員等の派遣による支援を開始してまいりました。今後も被災地の一日も早い原状復帰ができますよう、各町村としてできる限りの支援を行っていくことを先般町村会で申し合わせをしたところであります。

近年、このような異常とも言える大規模な自然災害の発生は、地球の気候変動によるものと言われております。その変動とは、世界の温室効果ガス発生による地球温暖化によるものと指摘されていますが、現在、世界で最も温室効果ガスの排出量を出しているのが中国であります。そして、第2位がアメリカ、米国であります。その米国がトランプ大統領になって地球温暖化防止に関する条約、すなわち2015年に締結したパリ協定からの脱退の表明をいたしました。自国経済を最優先させるこの行為は国際的にも許しがたいものだと思います。今、北朝鮮による核弾道ミサイル問題で米朝間で戦争が勃発するのではといった緊張感が走っていますが、地球を滅ぼすような核戦争が起きる可能性は現実的には低く、むしろ地球の平均気温が今より2度以上上昇してしまうと、世界の農林水産業や地球上の動物の生態系に壊滅的な影響を及ぼすと言われております。戦争よりも温暖化による地球環境の破壊のほうがはるかに深刻な問題であるということをもっと世界の人々が認識しなければいけないのではないかと強く感じてやみません。

さて、本議会は平成28年度予算の決算議会でもあります。本町の平成28年度一般会計の予算執行率は約90.4%でした。実質収支額は4億6,819万円の黒字決算で、経常収支比率も87.4%と前年度より約1ポイント改善するなど、おおむね良好に予算の執行ができた

思っています。これも議会を初め町民の皆様の御理解、御協力のおかげだとありがたく感謝申し上げます。

優良企業の立地や上久原土地区画整理事業の進展等によります人口微増の要因を受けまして、町税も堅実に伸びている現状です。しかしながら、今後草場地区の住宅開発や中学校給食の実施あるいは学校施設の大規模改修、そしてまた自然災害等防災に対する費用の増大など歳出要因も多くあります。また、何よりこれからの町の活性化に向けた総合戦略、プロジェクト推進にも大きな力を注がなくてはなりません。今後も議会の皆様の御協力を賜り、ともに久山に住みたい、行ってみたいと言われる魅力満載のまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

そのような中で来月中旬に「ショートショートフィルムフェスティバル2017 in 福岡」が本町を含みます5つの自治体で開催されます。これは米国アカデミー賞の公認、アジア最大級の国際短編映画祭で、次年度のアカデミー賞短編部門のノミネート選考対象ともなるなど、世界に羽ばたく若きクリエイターを応援する国際的イベントであります。本町では猪野の河川敷と千人館で実施する予定にしておりますが、町の豊かな自然と住民の心のぬくもりをPRできる絶好の機会にしたいと考えています。

さて、今年は議員の皆様におかれましては、本議会が任期最終の本議会となり、来月24日日曜日に久山町町議会議員選挙が举行される年となっております。この4年間、議会の皆様の温かい御理解と御協力、御指導によりまして滞りなく行政運営、そして町の発展をなすことができましたことをここに改めて感謝申し上げます。

また、今後久山町のさらなる発展に向けましては、まだまだ議会の皆様の御協力をいただきながらともに実行していかねばならない事業が山積しています。どうか議員各位におかれましては、来るべく町議会議員選挙におかれましてそれぞれが御奮闘されまして、必ずやまたこの壇上に復帰されますことを心から御祈念申し上げます。

さて、今議会に御提案します案件は、久山町表彰条例に基づく功労者の表彰案件ほか条例改正案、平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定など全部で15の議案をお願いするものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては各担当課長に説明をさせますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議長（木下康一君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第119条の規定によって、7番阿部哲議員及び8番本田光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月8日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月8日までの12日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第44号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第44号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

議案第44号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてでございます。

本案は、本町の自治行政等町政の振興に寄与された功労者を表彰するため、久山町表彰条例（昭和61年久山町条例第21号）第3条第1項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

被表彰者、氏名、柴尾賢一様、住所、久山町大字久原530番地9、年齢、70歳、役職等在職年数及び功績、町議会議員12年、区長1年7月でございます。

詳細につきましては議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、承認していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第45号 久山町久原財産区管理会条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第4、議案第45号久山町久原財産区管理会条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

議案第45号久山町久原財産区管理会条例の制定についてでございます。

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の2第1項の規定により条例で設置した久山町久原財産区管理会の組織等を変更する必要性が生じたので、久山町久原財産区管理会条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第46号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第5、議案第46号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（川上克彦君） 御説明いたします。

議案第46号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、農業委員会副会長の名称を農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第5条第5項の規定に沿う名称に改正することをお願いするものでございます。

詳細につきましては議案説明会で御説明させていただきますので、御審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第47号 久山町いじめ防止等対策推進条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第6、議案第47号久山町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（久芳義則君） 御説明いたします。

議案第47号久山町いじめ防止等対策推進条例の制定についてでございます。

本案は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき、いじめ防止等に関する協議会やその他組織を設置し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため提案するものです。

詳細につきましては議案説明会において御説明いたしますので、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第48号 久山町立幼稚園条例等の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第7、議案第48号久山町立幼稚園条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（久芳義則君） 御説明いたします。

議案第48号久山町立幼稚園条例等の一部を改正する条例について。

本案は、平成29年度をもって久原幼稚園並びに山田幼稚園を統合し新設けやきの森幼稚園を開設することに伴い、入園準備等の事務を円滑に行うため、久山町立幼稚園条例（平成28年条例第28号）の一部を改正するものです。

詳細につきましては議案説明会において御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第49号 久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第6分団用）購入契約について

○議長（木下康一君） 日程第8、議案第49号久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第6分団用）購入契約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

議案第49号久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第6分団用）購入契約でございます。

本案は、指名競争入札に付した久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第6分団用）購

入契約について本契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、久山町消防団小型動力ポンプ付積載車（第6分団用）の購入契約でございます。

契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は1,090万8,000円、うち消費税相当額80万8,000円でございます。

契約の相手方は、福岡市中央区長浜2丁目3番40号、愛知ポンプ工業株式会社代表取締役緒方健一、工期は契約の日から平成30年3月20日まででございます。

詳細につきましては議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第50号 町道路線の認定について

○議長（木下康一君） 日程第9、議案第50号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（川上克彦君） 議案第50号町道路線の認定について御説明いたします。

本案は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき町道路線を認定するに当たり同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回、お願いいたします路線は、寺セン5号線及び深井6号線の2路線でございます。

寺セン5号線につきましては、起点、大字山田字寺セン66番5先、終点、大字山田字寺セン66番23先、延長23.1メートル、幅員、最小4メートル、最大8.2メートルでございます。

深井6号線につきましては、起点、大字久原字深井3845番3先、終点、大字久原字深井3848番先、延長75.0メートル、幅員、最小4.0メートル、最大5.0メートルでございます。

詳細につきましては議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第51号 平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第10、議案第51号平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定に



ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

議案第51号平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

本案は、平成28年度久山町一般会計歳入歳出決算について、監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

歳入合計52億4,259万7,755円、歳出合計47億37万2,289円、歳入歳出差し引き残額5億4,222万5,466円、翌年度への繰越額5億4,222万5,466円でございます。

財源となります歳入は、総額で対前年5億7,918万4,205円の増で12.4ポイントの増となり、中でも経常一般財源等収入合計が30億4,881万3,906円で、歳入総額の58.2%を占める割合でございます。

前年より増額した歳入の主たるものは、町税が20億8,408万9,289円で1億4,188万6,789円の増、繰入金が2億8,137万6,000円で1億607万6,000円の増、町債が6億3,878万6,000円で2億2,921万3,000円の増などでございます。

一方で前年より減額した歳入の主たるものは、地方消費税交付金が1億8,901万9,000円で1,622万6,000円の減、普通交付税が4億3,211万3,000円で2,394万7,000円の減でございます。

次に、歳出ですが、総額で対前年3億2,222万9,222円の増額となり、7.4ポイントの増でございます。

歳出を目的別に見ますと、前年より減額となったのは議会費、総務費、商工費、諸支出金で、それ以外は全て増額でございます。中でも教育費が9億9,196万6,928円で対前年2億836万131円の増、土木費が6億4,765万5,578円で対前年8,736万685円の増となっております。

詳細につきましては議案説明会で担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、認定していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第52号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

○議長（木下康一君） 日程第11、議案第52号平成28年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳

出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税1億5,869万4,376円、国庫支出金2億691万9,281円、療養給付費等交付金2,761万5,124円、前期高齢者交付金2億9,344万9,568円、県支出金6,195万133円、共同事業交付金2億3,418万9,178円、繰入金6,475万2,768円、繰越金4,751万8,160円、歳入合計としましては10億9,605万1,346円でありまして、前年よりも1,313万6,702円の減額となり、前年比約1.2%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費6億4,611万9,609円、後期高齢者支援金等1億1,093万8,621円、介護納付金3,962万140円、共同事業拠出金2億3,241万3,248円、歳出合計といたしましては10億6,314万6,943円であり、前年より147万7,055円の増額となり、前年比約0.1%の増となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた3,290万4,403円が翌年度への繰越額となっております。

詳細につきましては議案説明会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第53号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第12、議案第53号平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、この財源となります歳入の主なものといたしまして後期高

齡者医療保険料1億94万9,630円、繰入金3,261万4,051円、繰越金552万5,120円、歳入合計といたしまして1億3,914万7,301円でありまして、前年よりも132万7,287円の減額となり、対前年比は約0.9%の減となっております。

歳出といたしましては、総務費634万9,079円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億2,775万4,052円、歳出合計といたしましては1億3,413万231円でありまして、前年よりも81万9,237円の減額となり、対前年比は約0.6%の減となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた501万7,070円が翌年度への繰越額となります。

詳細につきましては議案説明会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第54号 平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第13、議案第54号平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

議案第54号平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

本案は、平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

歳入合計3,055万7,000円、歳出合計2,952万7,260円、歳入歳出差し引き残額102万9,740円、翌年度へ繰越額102万9,740円でございます。

財源となります歳入は、全額一般会計繰入金でございます。

次に、歳出ですが、主たるものは土地購入費1,697万4,000円、宅地造成変更設計及び上下水道変更設計委託料388万8,000円、事業推進業務委託料866万520円でございます。

詳細につきましては議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、認定していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第55号 平成28年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第14、議案第55号平成28年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（國寄和幸君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成28年度の決算は、歳入合計5億9,086万9,067円、歳出の合計5億8,401万737円で、歳入歳出差し引き残額685万8,330円を翌年度へ繰り越すものでございます。

事業の進捗状況ですが、下水道管の布設延長は年度中に1.2キロメートル完成いたしまして全体で65.4キロメートル、処理区域面積は3.9ヘクタール増となりまして全体で304.5ヘクタール、認可区域面積に対しまして66.8%の進捗状況となっております。行政人口に対する処理区域内人口の割合、いわゆる下水道普及率は93.4%となっております。

詳細につきましては議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第56号 平成28年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第15、議案第56号平成28年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（國寄和幸君） 御説明いたします。

本案は、平成28年度久山町水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成28年度末給水事業は8,417人で、前年度と比べて163人増加しております。普及率は年度末人口8,622人に対しまして97.6%、また配水量95万5,233立方メートルに対しまして有収水量92万6,707立方メートルで、有収率97%となっております。

剰余金につきましては、平成28年度の剰余金6,622万9,316円と前年度までの未処分利益剰余金6,837万7,260円を足した平成28年度久山町水道事業会計未処分利益剰余金1億

3,460万6,576円につきましては処分を行わず全額を繰り越すものでございます。

決算といたしましては、収益的収入の決算は水道事業収益2億5,623万9,938円で、収益的支出の決算は水道事業費用1億9,448万7,895円、収益的収支差し引き額は6,175万2,043円となっております。

また、資本的収入の決算は負担金として4,977万8,667円で、資本的支出の決算は1億5,324万6,234円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億346万7,567円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額419万4,320円、過年度損益勘定留保資金245万2,687円、当年度損益勘定留保資金8,808万4,143円及び建設改良積立金873万6,417円で補填いたしております。

詳細につきましては議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） ただいま上程されました議案第51号から議案第56号までの6議案は、決算認定の案件でありますので、ここで監査委員から報告を受けます。

國崎代表監査委員が入場されるまでしばらくお待ち願います。

〔代表監査委員 國崎英機君 入場〕

○議長（木下康一君） 國崎代表監査委員が入場されましたので、監査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（國崎英機君） おはようございます。

ただいまから平成28年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計について監査報告をいたします。

なお、監査結果につきましては、監査委員2名の合議によるものでございます。

座らせていただきます。

町長から審査に付されました平成28年度の決算について審査が終了いたしましたので、ここに御報告をいたします。

平成28年度の決算で審査の対象としたのは、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算でございます。

審査の主眼とその方法でございますが、審査に付されました各会計歳入歳出決算書並びに関係帳簿、証憑の書類について、第1に決算の計数は正確であるか、第2に経理事務は

関係法規に適合した処理がなされているか、第3に予算の執行は適正かつ効率的になされているか、以上の点に留意しつつ関係課長及び担当者の説明を聴取するとともに例月出納検査等を参考にして審査を行いました。

なお、投資的事業につきましては、主な事業7カ所の現地調査を実施いたしております。

次に、審査の期間ですが、6月23日から8月22日にかけて実施いたしました。

審査の結果ですが、平成28年度一般会計では、歳入が52億4,259万7,755円、歳出が47億37万2,289円で、繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越す一般財源7,403万6,000円を除いた実質収支は4億6,818万9,466円となっております。

なお、歳出予算の執行割合は90.4%であり、翌年度へ繰り越す額3億1,508万8,000円を差し引けば不用額は1億8,240万1,471円となり、その主なものは民生費、総務費、教育費であります。

予算の執行に当たっては、財政関連法令を遵守し、予算執行計画に基づき適正かつ適宜な支出に心がけ、各事業の進捗状況を常に把握しながら未執行の不用額を最小限になるように努めていただきたいと思います。

国民健康保険特別会計は、歳入が10億9,605万1,346円、歳出が10億6,314万6,943円で、実質収支額は3,290万4,403円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入が1億3,914万7,301円、歳出が1億3,413万231円で、実質収支が501万7,070円であります。

草場地区再開発事業特別会計は、歳入が3,055万7,000円、歳出が2,952万7,260円で、実質収支額は102万9,740円であります。

下水道事業特別会計は、歳入が5億9,086万9,067円、歳出が5億8,401万737円で、実質収支額は685万8,330円であります。

水道事業会計は、収益的収支が6,175万2,043円の黒字となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億346万7,567円は当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額419万4,320円、過年度損益勘定留保資金245万2,687円、当年度損益勘定留保資金8,808万4,143円及び建設改良積立金873万6,417円で補填されており、平成28年度純利益は5,749万2,899円であります。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計におきます実質収支等については御説明いたしました。また、全ての会計において黒字決算であり、収支の均衡は保たれていることを認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠して作成されて

おり、その計数は関係帳簿と照合した結果、いずれも正確であることを認めますとともに予算の執行及び関連する事務が適正に処理されていることを御報告いたします。

しかしながら、次に指摘する事項につきましては、今後十分に検討され、適切な措置・改善を図られたいと考えます。

第1点は、自主財源の確保であります。自治体にとって永遠のテーマであります。これに関しては積極的に取り組まれているところであります。人口増、企業誘致が有効な手段と考えます。地区計画の見直しや区画整理事業に取り組まれ、人口は増加しております。また、企業誘致にも積極的に取り組まれています。許認可、開発の枠組み等もあり、町独自で思惑どおりには進まないと思いますが、企業誘致は同時に町有地の処分もあわせて行えるもので、旧土地開発公社の土地、幼稚園跡地の有効活用等も喫緊の課題であり、企業誘致と普通財産の処分に、より積極的に取り組まれていただきたいと考えます。

第2点は税、使用料の滞納の問題であります。今年度も660万円ほど減らしていただきました。直近の7年間、不納欠損も考慮しても毎年確実に減額されております。担当部署、担当者の熱意と努力によるものだと高く評価いたします。これは現年度に重点を置き、町税、国保税を区別することなく一体となって取り組まれた成果だと考えます。しかしながら、まだ3,800万円の滞納があることも事実であります。さらなる努力を期待したいと思います。

第3点は公共の建物の安全性の確保についてであります。平成28年度をもって久原小学校・久山中学校の5年間の大規模改修が完了いたしました。しかしながら、児童・生徒の安全を第一と考えたとき、今回の改修で見送られた部分にもっと考慮すべき点があったのではないかと考えます。避難経路として重要と考えられている廊下の天井が改修の対象となっていない点です。また、山田小学校は2校より新しいということで、今回は大規模改修の対象になっておりません。2校の改修が始まってから既に5年は経過しています。この間、経年劣化が散見されます。また、不用な遊具が放置されています。山田小学校は校舎の面積に対し敷地面積が広く、除草等の維持管理が労力を要しております。なるべく早い段階での改修が必要と考えます。

役場庁舎、学校等の公共の建物、敷地は近年多発している自然災害等の避難先として機能しなくてはなりません。より安全を確保できる場所であるために設計工事等、細心の配慮を行い、安全性を最重要課題と考えていただくことを切に望みます。

以上、主な3項目について評価、指摘を申し上げましたが、決算審査意見書に詳細を掲載しておりますので、御一読をいただければと考えます。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査に付され

ました平成28年度健全化判断比率について財政4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の久山町の現状について御説明いたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎となっていることを記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計が対象となり、早期健全化基準が15%とされています。また、連結実質赤字比率につきましては一般会計、特別会計及び企業会計が対象とされ、早期健全化基準が20%とされていますが、この2つの指標につきましてはいずれの会計におきましても黒字決算ですので問題はございません。

次に、実質公債費比率についてであります。標準財政規模に占める一般会計、公営企業会計、一部事務組合等に係る一般会計が負担した公債費の割合を示すものです。早期健全化基準は25%とされており、本町におかれましては13.7%となっております。昨年より1ポイントほど悪化しておりますが、久山町の財政が健全であることを示すものと言えます。

次に、将来負担比率についてですが、一般会計、公営企業会計、一部事務組合等の全ての借入金残高に対する一般会計の負担割合を示すものです。長期健全化基準が350%とされており、本町におかれましては72.4%となっております。昨年は67.4%で、5ポイントほど悪化しておりますが、久山町の財政が健全であることを示すものと言えます。

以上のことから、現時点において数値的には何ら問題はなく、町財政は健全であると判断しました。

また、水道事業会計、下水道特別事業会計におきます資金不足につきましても特に指摘する事項はございませんでした。

これらの指標のうち、1つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化計画を策定しなければなりませんし、さらに数字が悪化しますと財政再生計画を策定し、国の管理のもとで予算編成を行うこととなります。執行部におかれましては、特に将来負担比率を念頭に置かれ、さらなる財政の健全化に努めていただきたいと思います。

また、議会におかれましては、監視、チェック機能を十分に発揮していただきますことをお願いいたしまして平成28年度決算監査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（木下康一君） 詳細に御報告をいただきましてありがとうございます。

〔代表監査委員 國崎英機君 退席〕

~~~~~ ○ ~~~~~



○議長（木下康一君） 日程第16、議案第57号平成29年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成29年度久山町一般会計補正予算（第2号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額47億4,068万9,000円に歳入歳出それぞれ1億1,023万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,092万7,000円とするものでございます。

歳出の主たるものは、農林水産業費の農地費で、草場ため池調査測量設計業務委託料1,200万円の増、林業総務費の荒廃森林再生事業委託料1,246万3,000円の増、土木費の橋梁維持費で丁田橋橋梁調査設計業務委託料3,000万円の増などで、歳出総額で1億1,023万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源となります歳入は、国県支出金、繰越金などでございます。

詳細につきましては議案説明会で担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第58号 平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第17、議案第58号平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億4,456万1,000円に歳入歳出それぞれ499万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,955万1,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして499万円の増額でございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、繰越金で同額を対応いたします。

詳細につきましては議案説明会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時20分